香川用水関連情報 No. 34

令和８年 11 月 17 日
政策部水資源対策課
各項目問い合わせ先
１　松村、有馬(内線 2831, 2835)　　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　087-832-3127
２　松村、安藤（内線 2831, 2837）　　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　087-832-3129

香川用水の第一次取水制限へ緩和後の県の対応と取水制限に対応する市町等の実施状況について

１．香川用水の第一次取水制限へ緩和後の県の対応について

香川県渇水対策本部において、別紙１のとおり「香川用水の第一次取水制限へ緩和後の主な対応」について取りまとめたのでお知らせします。

２．取水制限に対応する市町等の実施状況について

11 月 17 日（火）現在、香川用水の第一次取水制限への緩和に対応するための、市町等における組織の設置や会議の開催予定及び給水制限の実施予定は、別紙２のとおりです。

別紙１

香川用水の第一次取水制限へ緩和後の主な対応

部局	第二次取水制限から第一次取水制限に緩和されても継続する対応
渇水対策本部	・「香川県渇水対策本部」設置（８/27）（本部会、幹事会の開催） ・取水制限に対する対策を各所属に要請 ・県民への節水広報 （立看板の設置（本庁舎）、ラジオ、県ホームページ等） ・公用車の啓発プレートによる広報 ・取水制限に伴う影響の情報収集 ・県内の水源及び市町等の渇水対応組織の状況把握 ・通行規制等の表示を行っていない国管理の道路情報板において、節水協力の表示を依頼
政策部	・来庁者、施設利用者等への節水の呼びかけ ・市町等水道の緊急対策施設整備に対する支援
総務部	・県民への節水広報（ラジオ、テレビ、県ホームページ、ＳＮＳ） ・来庁者へ節水の呼びかけ（立看板等） ・公共（建築）工事現場における節水の協力依頼 ・施設利用者等に、節水協力を依頼（アイパル香川）
危機管理総局	・市町、消防（局）本部に対して消防水利の確保及び火災予防広報を引き続き要請する。
環境森林部	・水質検査受託体制の充実と民間検査機関に対する協力要請 ・飲料水水質検査手数料の減免措置を実施 ・公共工事現場における節水の徹底を通知 ・指定管理者に対して、節水協力を依頼（公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園） ・指定管理者に対し、貼り紙や看板等による施設利用者への周知を依頼（公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園） ・瀬戸内海国立公園内園地トイレ（屋島、大崎山等県内７箇所１０棟）に節水表示
健康福祉部	・貼り紙や看板により、施設利用者に節水の呼びかけ ・水道水による洗車や樹木への灌水の制限
商工労働部	・施設利用者等に、節水協力を依頼（サンメッセ香川、ネクスト香川、ＦＲＯＭ香川、高等技術学校、産業技術センター、計量検定所） ・指定管理者に、節水協力を依頼（サンメッセ香川）
交流推進部	・施設利用者に対し、節水啓発 ・サンポート高松多目的広場・琴弾公園の噴水の停止

農政水産部	・ホームページや農業経営課ＳＮＳ公式アカウントによる情報提供、節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農協等と連携し、節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農業用ため池の貯水状況の把握 ・市町、香川用水土地改良区等関係団体に対し、適切な水管理を依頼 ・干害応急対策事業の周知徹底及び実施 ・冬季から春季にかけての渇水時における養殖管理について、へい死事故の防止のため、必要に応じて、内水面および海面における養殖状況の聞取り調査を実施 ・来場者への節水の呼びかけ（農政水産部関係の各県有施設） ・ほ場への散水について、自己水源の活用（農業試験場、府中果樹研究所、小豆オリーブ研究所、園芸総合センター）
土木部	・県内ダムの貯水状況の把握と情報提供、利水者等へ節水依頼 ・工事における節水の促進、井戸水、中水等の代替使用を関係機関に指導 ・船舶給水の節水の呼びかけ（高松港管内） ・サンポート高松地区内トイレ・洗面所等並びに都市公園内の水道施設周辺を中心に節水の呼びかけ文書掲示 ・県営住宅の団地自治会を通じ、入居者に節水協力依頼 ・道路工事で水を利用する場合は、井戸水、下水処理水の利用を検討するよう事務所を通じて、業者に対し要請 ・通行規制等の表示を行っていない県管理の道路情報板において、節水協力を表示 ・サンポート高松ハーバープロムナード、さぬき空港公園の噴水施設の停止 ・さぬき空港公園の植栽等の散水に水道水以外を利用 ・大束川、金倉川浄化センターの下水処理水の一般開放 （平日は午前８時３０分～午後５時、無料）
病院局	・県立病院での節水の呼びかけ ・公用車の洗車制限
教育委員会	・児童、生徒、教職員､利用者等に対する節水の呼びかけ ・水道水による灌水や散水の制限 ・水道水による公用車の洗車を制限 ・施設等の洗面所、トイレ等に節水表示 ・施設等のトイレ洗面所等の水圧調整、水量調整
警察本部	・警備課に設置した「香川県警察取水制限対策連絡室」の継続 ・取水制限等に関する情報収集 ・相当数の市町で時間給水が実施されるなど、県民生活へ多大な影響が出る場合に警察本部及び警察署に「渇水対策本部」を設置し、取水制限等に関する情報収集及び治安対策の実施 ・樹木への灌水の中止 ・公用車の洗車制限 ・全警察施設のトイレ洗面所等の蛇口の水圧調整又は水圧調整ができない蛇口に対する一部利用制限
全庁共通事項	・職員に対して節水の徹底や、電子掲示板による啓発 ・トイレ洗面所等の水圧調整 ・エレベーターホールに啓発プレートを掲示

香川県広域水道企業団	・香川県広域水道企業団渇水対策本部を設置 ・自己水源の有効活用や減圧給水、節水啓発を継続 ・工業用水受水企業への情報提供や節水の協力依頼 ・各市町の給水量の制限を行う

別紙2

取水制限に対応する市町等の実施状況

令和8年11月17日現在

①取水制限に対応するための組織の設置及び会議の開催状況

市町等	名称	設置・開催日時	その他特記すべき対応等
高松市	高松市渇水対策班長・副班長会	令和8年8月3日　9時開催 令和8年8月10日　9時開催	
	高松市渇水対策本部 高松市消防渇水対策本部	令和8年8月27日　15時30分設置・開催 状況に応じて開催 令和8年8月27日　15時30分設置 状況に応じて開催	
丸亀市	丸亀市渇水対策本部準備会	令和8年8月3日　9時開催 令和8年8月10日　9時開催 令和8年8月19日　9時開催	
	丸亀市渇水対策本部	令和8年8月27日　13時設置・開催 状況に応じて開催	
坂出市	坂出市渇水対策本部準備会	令和8年8月17日　8時40分開催	
	坂出市渇水対策本部	令和8年8月27日　設置・開催 状況に応じて開催	
善通寺市	善通寺市渇水対策本部準備会議	令和8年8月10日　9時開催	
	善通寺市渇水対策本部会議	令和8年8月19日　9時開催 令和8年8月28日　9時開催 状況に応じて開催	
観音寺市	観音寺市渇水対策委員会	令和8年8月3日　9時開催 状況に応じて開催	
	観音寺市渇水対策本部	令和8年8月28日　8時45分設置・開催 状況に応じて開催 第一次取水制限への緩和時に渇水対策委員会へ体制移行	
さぬき市	さぬき市渇水対策本部準備会議	令和8年8月10日　9時開催	
	さぬき市渇水対策本部	令和8年8月18日　16時30分開催 状況に応じて開催	
東かがわ市	東かがわ市渇水対策委員会	令和8年8月10日　9時開催 令和8年8月19日　9時開催 令和8年8月25日　14時30分開催	
	東かがわ市渇水対策本部	令和8年8月27日　設置・13時10分開催 状況に応じて開催	
三豊市	三豊市渇水対策委員会	令和8年8月3日　9時開催 令和8年8月10日　9時開催 令和8年8月19日　9時開催 状況に応じて開催	
	三豊市渇水対策本部	令和8年8月28日　8時45分設置・開催 状況に応じて開催 第一次取水制限への緩和に伴い渇水対策委員会へ移行	
三木町	三木町渇水対策本部	令和8年8月19日 会議開催 令和8年8月28日　会議開催 状況に応じて開催 第一次取水制限へ緩和後、 状況に応じて、 三木町渇水対策本部　解散	
宇多津町	宇多津町渇水対策連絡会議	令和8年8月3日　9時開催 第一次取水制限へ緩和後の金曜日（予定）	
	宇多津町渇水対策本部	令和8年8月19日　設置 令和8年8月21日　会議開催 令和8年8月28日　会議開催 第一次取水制限へ緩和時に解散および上記連絡会議へ移行	
綾川町	綾川町渇水対策本部	令和8年8月27日　8時15分設置・開催 状況に応じて開催	
琴平町	琴平町渇水対策本部	令和8年8月19日　9時開催 令和8年8月28日　9時開催 状況に応じて開催	
多度津町	多度津町渇水対策本部会議	令和8年8月19日　9時開催 令和8年8月28日　9時開催 状況に応じて開催	
企業団	香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会	令和8年8月3日　9時開催 令和8年8月10日　9時開催 令和8年8月19日　9時開催	
	香川県広域水道企業団渇水対策本部	令和8年8月27日　13時設置、開催 令和8年9月9日　11時開催 令和8年10月9日　13時開催 令和8年11月17日　開催予定	
	香川用水調整池運用連絡協議会	令和8年8月13日　14時開催 令和8年8月21日　13時開催 令和8年9月11日　10時開催 令和8年9月18日　10時開催 令和8年10月9日　14時開催	

②取水制限に伴う給水制限の実施状況

実施主体	区域	内容	その他特記すべき対応等
企業団	旧高松市（牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、国分寺町を除く高松市区域）	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 200kPa→250kPa	
	旧丸亀市（飯山町、綾歌町を除く丸亀市区域）	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 300kPa	第二次取水制限から継続

※ 土庄町、小豆島町、直島町、まんのう町は、香川用水から水道用水を受水していない。

※ 下線は今回からの追加箇所